

## ●香川県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 保安林の所在場所

まんのう町塩入字和田765番（次の図に示す部分に限る。）、字中川原790番117（次の図に示す部分に限る。）、佐文字北山1357番7、1357番25、1357番27から1357番30まで、山脇字上平726番37、726番38、七箇字三田3801番（次の図に示す部分に限る。）、3873番1、3873番3から3873番9まで、4109番34から4109番36まで、4109番75、4135番1、4135番4、4135番5、4137番1、4137番11、4137番13から4137番15まで、4137番17（次の図に示す部分に限る。）、4137番18、4137番20、4152番、4153番1、4153番19、4153番35、4153番38、字大浦4102番1、4102番61から4102番63まで、字木コク4303番1、4303番13、4304番2、4304番39、4304番50から4304番53まで、4304番58から4304番62まで、4304番76、4304番77、字中山4425番2から4425番5まで、4428番1、4428番3、4428番4、4428番7から4428番9まで、4428番16、4428番17、4428番19、4428番21、4428番22、新目字桑ノ木820番2から820番15まで、820番20から820番29まで、買田字夏目258番1、258番2

### 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山脇字上平726番37、726番38、七箇字三田3801番（次の図に示す部分に限る。）、3873番1、3873番3から3873番9まで、4109番34から4109番36まで、4109番75、4135番1、4135番4、4135番5、4137番1、4137番11、4137番13から4137番15まで、4137番17（次の図に示す部分に限る。）、4137番18、4137番20、4152番、4153番1、4153番19、4153番35、4153番38、字大浦4102番1、4102番61から4102番63まで、字木コク4303番1、4303番13、4304番2、4304番39、4304番50から4304番53まで、4304番58から4304番62まで、4304番76、4304番77

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びまんのう町農林課に備え置いて縦覧に供する。）